

鶴岡市公共下水道
処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務

実施要領

令和8年5月

鶴岡市下水道部下水道課

目 次

1	業務名称	1
2	業務の目的	1
3	業務概要	1
	(1) 業務場所	1
	(2) 業務履行期間	1
	(3) 業務内容	1
	(4) 対象施設	1
	(5) 再委託	2
4	委託費	2
5	選定方式及び契約方法	3
6	参加資格	3
	(1) プロポーザル参加者の構成等	3
	(2) プロポーザル参加者の参加資格要件	4
	(3) プロポーザル参加者の有資格者等に関する要件	4
	(4) プロポーザル参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	5
7	参加申込の手続等	5
	(1) 担当部署	5
	(2) 選考スケジュール	5
	(3) 実施要領等の公表	6
	(4) 本業務に係る資料の閲覧	6
	(5) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答	6
8	参加申込書の作成等	7
	(1) 受付期間	7
	(2) 提出場所	7
	(3) 提出方法	7
	(4) 提出書類及び部数	7
9	プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	8
	(1) 参加資格の確認結果の通知	8
	(2) 失格理由の説明請求に関する事項	8
	(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	9
10	企画提案書の作成等	9
	(1) 受付期間	9
	(2) 提出場所	9
	(3) 提出方法	9
	(4) 提出書類及び部数	9
11	企画提案書の評価及び評価方法	9
	(1) 選定委員会の設置	9

(2) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施.....	9
(3) 評価の方法	10
(4) 受注候補者の特定	10
(5) 選定結果の通知	10
(6) 選定結果の説明請求に関する事項.....	10
(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	10
(8) 評価点が同点になった場合の取扱い.....	11
1 2 契約の締結	11
(1) 契約の締結	11
(2) 受注候補者と契約できなかった場合の取扱い.....	11
1 3 失格条件	11
1 4 その他の留意事項	11
別紙1 業務内容	13
別紙2 再委託を認めない業務	15
別紙3 有資格者等に関する要件	16

用語の定義

用語	定義
本市	: 鶴岡市をいう。
本業務	: 鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務をいう。
処理場	: 下水道維持管理指針(実務編) - 2014年版 - (公益社団法人日本下水道協会)における処理場施設をいう。
ポンプ場	: 下水道維持管理指針(実務編) - 2014年版 - (公益社団法人日本下水道協会)におけるポンプ場施設(中継ポンプ場)をいう。
プロポーザル参加者	: 本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者をいう。
受注者	: 本市と本業務の契約を締結し、本業務を遂行する事業者をいう。
再委託	: 受注者が他の企業に本業務の一部を委託することをいう。
共同企業体	: 複数の企業により構成される共同企業体(JV)をいう。
構成員	: 共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	: 構成員のうち、当該共同企業体を代表する企業をいう。
協力企業	: 受注者より業務を再委託される企業をいう。
選定委員会	: 「鶴岡市下水道部発注におけるプロポーザル方式実施要綱」に基づく、本業務における公募型プロポーザル方式に係る選定委員会をいう。
実施要領等	: 本業務の実施に際し、本市が公表する書類一式(実施要領、要求水準書、提案評価基準書、様式集、業務委託契約書(案)、その他本市が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書)をいう。
参加申込書	: 実施要領等に基づき、プロポーザル参加者が本市に提出する本業務の公募型プロポーザルへの参加申込に係る書類一式(参加表明書、共同企業体協定書の写し、会社概要書、業務実績報告書、配置予定者、委任状、誓約書及びこれらの書類に関する電子データ)をいう。
企画提案書	: 実施要領等に基づき、プロポーザル参加者が本市に提出する本業務の実施にあたっての企画提案に係る書類一式(企画提案書提出書、審査シート、参考見積書、参考見積内訳書、業務提案書及びこれらの書類に関する電子データ)をいう。
公共機関等	: 国、本市以外の地方公共団体、独立行政法人、公団、公社及び事業団をいう。
受付時間	: 月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)をいう。

この実施要領は、本市が実施する本業務について、プロポーザル参加者の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、別冊の以下の書類と一体で構成する。

- ・ 要求水準書
- ・ 提案評価基準書
- ・ 様式集
- ・ 業務委託契約書（案）
- ・ その他、本市が公表した書類
- ・ 上記に関する質問回答書

プロポーザル参加者は、実施要領等の内容を十分に理解したうえで、必要な書類を作成し、提出すること。

1 業務名称

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務

2 業務の目的

本業務は、本市公共下水道処理場・ポンプ場の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって委託することにより、処理場・ポンプ場の機能維持、維持管理の効率化及び市民サービス向上を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1)業務場所

鶴岡市宝田三丁目地内ほか

(2)業務履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(3)業務内容

本業務の内容は以下に示すとおりとする。なお、具体的内容については別紙1及び要求水準書を参照のこと。

ア 施設運転維持管理業務

- ・保守点検業務
- ・運転操作監視業務
- ・水質・汚泥試験業務
- ・事務業務
- ・その他業務

イ 修繕業務

ウ 緊急対応業務

エ 災害対応業務

オ スtockマネジメント計画策定業務

カ セルフモニタリング業務

キ 消耗品等調達業務

ク 廃棄物管理業務

ケ 施設管理業務

コ 環境整備業務

サ 汚泥資源化施設維持管理業務

(4)対象施設

本業務の対象施設は、表-1、表-2及び表-3に示すとおりとする。

表-1 本業務の対象施設（処理場）

施設名称	処理方式	処理能力		供用開始
		事業計画	現有能力	
鶴岡浄化センター	標準活性汚泥法	38,800 m ³ /日	38,800 m ³ /日	昭和55年5月
湯野浜浄化センター	活性汚泥法	3,100 m ³ /日	3,100 m ³ /日	平成4年10月
小堅浄化センター	プレバ式活性汚泥法	210 m ³ /日	210 m ³ /日	令和2年4月
羽黒浄化センター	標準活性汚泥法	1,800 m ³ /日	2,200 m ³ /日	昭和60年6月
櫛引浄化センター	活性汚泥法	2,300 m ³ /日	2,300 m ³ /日	平成7年11月
あさひ浄化センター	活性汚泥法	910 m ³ /日	1,760 m ³ /日	平成12年7月
温海浄化センター	活性汚泥法	1,900 m ³ /日	3,450 m ³ /日	平成元年4月
鼠ヶ関浄化センター	活性汚泥法	1,100 m ³ /日	1,100 m ³ /日	平成11年4月

表-2 本業務の対象施設（ポンプ場）

施設名称	揚水能力		供用開始
	事業計画	現有能力	
切添中継ポンプ場	16.0 m ³ /分	18.0 m ³ /分	昭和55年5月
新形中継ポンプ場	20.0 m ³ /分	20.0 m ³ /分	平成元年3月
大山中継ポンプ場	5.4 m ³ /分	5.4 m ³ /分	平成27年12月

表-3 本業務の対象施設（汚泥資源化施設）

施設名称	供用開始
仮称 汚泥資源化施設	令和9年4月（予定）

(5)再委託

別紙2に示す業務は、再委託を認めない。

4 委託費

委託費の上限及びその内訳（いずれも消費税及び地方消費税を除く。）は、以下に示すとおりとする。

委託費上限 金5,179,790,000円

(内訳)

ア 施設運転維持管理業務費	金3,055,510,000円
イ 修繕業務費	金200,000,000円
ウ 緊急対応業務	金22,500,000円
エ 災害対応業務	精算払
オ スtockマネジメント計画策定業務	金96,680,000円
カ セルフモニタリング業務	金80,900,000円
キ 消耗品等調達業務	金497,700,000円

ク 廃棄物管理業務	金241,100,000円
ケ 施設管理業務	金143,500,000円
コ 環境整備業務	金94,500,000円
サ 汚泥資源化施設維持管理業務	金747,400,000円

5 選定方式及び契約方法

本業務は、本市公共下水道処理場・ポンプ場等の維持管理に係る業務を複数年にわたり一括して委託することで、処理場・ポンプ場等に係る維持管理の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的としており、受注者には高度で専門的な知識やノウハウ、技術力等を効率的、かつ効果的に提供することが求められる。

このことから、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 参加資格

(1) プロポーザル参加者の構成等

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

ア プロポーザル参加者は、共同企業体とする。

イ 共同企業体は、以下に示す扱いとする。

(ア) 本業務における共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

(イ) 共同企業体の構成員は2者以上とし、構成員の上限は設けない。

(ウ) 共同企業体の構成員の中から代表企業1社を定めること。

(エ) 共同企業体の各構成員は、企業名並びに業務種別を明確にすること。

(オ) 共同企業体の各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。ただし、代表企業の出資比率は、構成員中最大とすること。

ウ プロポーザル参加者の構成員は、他のプロポーザル参加者の構成員と重複することはできない。

エ プロポーザル参加者の構成員は、他のプロポーザル参加者の協力企業として本業務の事業者選定に参加することはできない。

オ それぞれのプロポーザル参加者の構成員の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係が無いこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) プロポーザル参加者の参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、全ての構成員が以下に示す要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

オ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3か月を経過している者であること。

キ 本件プロポーザルの選定委員本人及び配偶者より出資を受けていない者であること。

ク 本件プロポーザルの選定委員本人及び配偶者が役員となっていない者であること。

ケ 以下の業務に関与していない企業であること。

・ 業務名 : 鶴岡市ウォーターPPP発注支援業務

業務実施期間 : 令和7年5月8日から令和8年3月31日まで

受注者 : 株式会社日水コン

(3) プロポーザル参加者の有資格者等に関する要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、別紙3に示す要件を全て満たす者とする。

(4) プロポーザル参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

プロポーザル参加者のうち代表企業が、本業務の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該プロポーザル参加者は失格とする。

また、プロポーザル参加者のうち代表企業以外の構成員が、本業務の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該構成員が請け負う予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けたうえで構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

7 参加申込の手続等

(1) 担当部署

所在地 : 〒997-0819 山形県鶴岡市のぞみ町2番10号
担当部署 : 鶴岡市下水道部総務課
電話 (ダイヤルイン) : 0235-23-7731
メールアドレス : gesuidou_soumu@city.tsuruoka.yamagata.jp

(2) 選考スケジュール

本業務の選考スケジュールは、表-4に示すとおりとする。

表-4 選考スケジュール

実施事項	スケジュール
公告	令和8年5月22日(金)
実施要領等の公表	令和8年5月22日(金) から 同年6月 5日(金) 午後5時まで
本業務に係る資料の公表	令和8年5月22日(金) から 同年6月 5日(金) 午後5時まで
質問書受付	令和8年5月25日(月) から 同年6月 5日(金) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年6月12日(金)
参加申込書の受付	令和8年6月15日(月) から 同年6月19日(金) 午後5時まで
参加資格確認の結果通知	令和8年6月26日(金)
企画提案書の受付	令和8年7月 1日(水) から 同年7月15日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション (ヒアリング)	令和8年7月22日(水) から 同年8月下旬まで
企画提案書の選定通知	令和8年8月下旬

(3)実施要領等の公表

ア 公表期間

令和8年5月22日（金）から同年6月5日（金） 午後5時まで

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。

(4)本業務に係る資料の閲覧

ア 閲覧期間

令和8年5月22日（金）から同年6月5日（金） 午後5時まで

イ 閲覧場所

7（1）の担当部署に同じ

ウ 閲覧方法

閲覧資料は、電子媒体（DVD）に書き込み、閲覧を希望する者に配布する。本業務に係る資料の閲覧を希望する場合、電子メールにより、件名を「【処理場包括】本業務に係る資料の閲覧（企業名）」とし、担当者氏名、連絡先、閲覧資料を書き込んだ電子媒体（DVD）の受け取りを希望する日時を記載のうえ本市に提出する。なお、提出者は電話により電子メール着信の確認を行うこと。

エ 閲覧資料

- ・ 鶴岡市公共下水道事業計画変更図書
- ・ 令和6年度 鶴岡市下水道処理場ストックマネジメント計画策定業務報告書
- ・ 鶴岡市下水道部事業継続計画（下水道BCP）（令和8年4月）
- ・ 維持管理年報（全対象施設、令和3年度～令和7年度）
- ・ 修繕履歴（全対象施設、令和3年度～令和7年度）
- ・ 緊急及び災害対応履歴（全対象施設、令和3年度～令和7年度）
- ・ し渣及び汚泥運搬履歴（全対象施設、令和3年度～令和7年度）
- ・ ユーティリティ（全対象施設、消耗品、薬品、上水道、通信回線、都市ガス、令和3年度～令和7年度）
- ・ 水質試験結果（全処理場、令和3年度～令和7年度）
- ・ 閲覧設計書

(5)実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年5月25日（月）から同年6月5日（金） 午後5時まで

イ 提出方法

実施要領等に関する質問の提出方法は、質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにより、件名を「【処理場包括】実施要領等に関する質問（企業名）」として本市に提出する。なお、提出者は電話により電子メール着信の確認を行うこと。

また、提出された質問に関しては個別に内容を確認する場合がある。

ウ 実施要領等に関する質問の回答

実施要領等に関する質問の回答は、令和8年6月12日（金）に、本市ホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質問は本業務に直接関係する内容についてのみ回答を行うものとし、全ての質問について回答するとは限らない。

また、回答の公表にあたっては質問者を匿名化する。

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

令和8年6月15日（月）から同年6月19日（金） 午後5時まで

(2) 提出場所

7(1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法

参加申込書は、持参又は郵送により本市に提出する。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(4) 提出書類及び部数

参加申込書として以下のア～クの書類を作成し、各1部を提出すること。なお、提出された参加申込書に関しては個別にヒアリングを実施する場合がある。

ア 参加表明書（様式2）

イ 共同企業体協定書（様式3）の写し

ウ 会社概要書（様式4）

以下の書類を添付すること。ただし、鶴岡市競争入札参加者名簿に登録されている者は、

④、⑤、⑥、⑦及び⑧は提出不要とする。（①、④、⑤及び⑥については、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

なお、⑦及び⑧を提出する場合は、「鶴岡市競争入札参加資格審査申請提出の手引き（測量・コンサルタント等）」（令和7年11月）に準じること。

- ① 商業登記簿謄本（写しでも可）
- ② 定款
- ③ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- ④ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書を提出すること。）

- ⑤ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））
- ⑥ 印鑑証明書（原本）
- ⑦ 使用印鑑届（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑨ 下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類
- ⑩ 山形県の産業廃棄物収集運搬許可を確認できる書類
- ⑪ 鶴岡市の一般廃棄物収集運搬許可を確認できる書類
- エ 業務実績報告書（様式5）
- オ 配置予定者（様式6）
- カ 委任状（様式7）
- キ 誓約書（様式8）
- ク 提出書類の電子データ（DVD等）

9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

（1）参加資格の確認結果の通知

8で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行い、令和8年6月26日（金）に、参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。なお、参加資格確認の結果、失格とされたプロポーザル参加者は、企画提案書を提出することができない。

（2）失格理由の説明請求に関する事項

参加資格確認の結果、失格とされたプロポーザル参加者は、以下のとおり失格理由の説明を求められることができる。

ア 受付期間

令和8年6月29日（月）から同年7月6日（月） 午後5時まで

イ 受付場所

7（1）の担当部署に同じ

ウ 請求方法

失格理由の説明請求に係る書面（様式は任意）を本市へ提出する。なお、提出は持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(3)参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ア 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。
- イ 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

10 企画提案書の作成等

(1)受付期間

令和8年7月1日(水)から同年7月15日(水) 午後5時まで

(2)提出場所

7(1)の担当部署に同じ

(3)提出方法

企画提案書は、持参又は郵送により本市に提出する。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(4)提出書類及び部数

企画提案書として以下のア～カの書類を作成し、提出すること。なお、オについては評価の着眼点全てに対して提案することとし、評価の着眼点に対して提案されていない項目がある場合は失格とする。

ア	企画提案書提出書(様式9)	1部
イ	審査シート(様式10)	1部
ウ	参考見積書(様式11)	1部
エ	参考見積内訳書(様式12)	1部
オ	業務提案書(様式13)	6部
カ	企画提案書の電子データ(DVD等)	1部

11 企画提案書の評価及び評価方法

(1)選定委員会の設置

本市は、10で提出された企画提案書の評価及び受注候補者の選定を実施するため、選定委員会を設置する。

(2)プレゼンテーション(ヒアリング)の実施

- ア 実施日

令和8年7月22日（水）から同年8月下旬までのうち1日

※ 実施日は、企画提案書の提出後に別途通知する。

- イ プレゼンテーションの内容、方法等
企画提案書の提出後に別途通知する。

(3) 評価の方法

評価の方法は、提案評価基準書に示すとおりとする。

(4) 受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に、本業務の受注候補者1名、次順位者を特定する。

(5) 選定結果の通知

受注候補者を特定した後、特定者には採用通知を行い、企画提案書の提出者全員に選定結果及び評価結果を通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者又は次順位者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 選定結果の説明請求に関する事項

選定結果を通知されたプロポーザル参加者は、以下のとおり選定結果の説明を求めることができる。なお、選考結果は自身の選定結果に関してのみ説明を求めることができるものとする。

ア 受付期間

選定結果が通知された日から6営業日 午後5時まで

イ 受付場所

7(1)の担当部署に同じ

ウ 請求方法

選定結果の説明請求に係る書面（様式は任意）を本市へ提出する。なお、提出は持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、選定委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果、同点になった場合は、企画提案書の参考見積金額が低い者を受注候補者に決定する。評価点及び参考見積金額が同じ場合は、選定委員会の審査により受注候補者及び次順位者を決定する。

1.2 契約の締結

(1) 契約の締結

本業務の契約は、本市と受注候補者が実施要領及び企画提案書を基に業務内容について協議等を行い、受注候補者より改めて見積書を徴し、契約を締結する。

(2) 受注候補者と契約できなかった場合の取扱い

受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

1.3 失格条件

プロポーザル参加者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 他のプロポーザル参加者と企画提案書の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 受注候補者の選定結果通知までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書の内容を意図的に開示した場合
- エ 評価及び審査の公平性を害する行為があったと本市が認めた場合
- オ 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ 各業務の委託費が4の委託費の上限を超えた参考見積金額を記載した企画提案書を提出した場合
- ク 実施要領の内容に違反すると本市が認めた場合
- ケ 企画提案書のうち業務提案書(様式13)について、評価の着眼点に対して提案されていない項目がある場合
- コ その他本市の指示に違反する場合

1.4 その他の留意事項

- ア 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- イ 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- ウ 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- エ 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション(ヒアリング)等に要する費用等は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- オ 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。

- カ 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- キ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザル参加者が負うものとする。
- ク 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- ケ プロポーザル参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- コ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- サ 提出された企画提案書は、鶴岡市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- シ 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式14）を担当部署に持参又は郵送により提出すること。
- ス 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- セ 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- ソ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、プロポーザル参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- タ プロポーザル参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- チ 公募型プロポーザルへの参加及び本業務に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。なお、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- ツ 本市が必要と認めたときは、本市は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できる。この場合、プロポーザル参加者の技術及び商業上のノウハウは公表しない。
- テ 本市は、参加申込書及び企画提案書の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の追加提出を求める場合がある。
- ト 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該プロポーザル参加者の参加申込書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。
- ナ 本市が公表する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示させたりしてはならない。
- ニ 本業務の公募型プロポーザルに参加したプロポーザル参加者のうち、受注候補者に選定されなかったプロポーザル参加者の構成員は、受注者の協力企業となることはできない。

別紙1 業務内容

1 業務内容

(1) 施設運転維持管理業務

ア 保守点検業務

- ・ 機器及び設備の日常点検、定期点検、臨時点検
- ・ 機器及び設備の簡易修理
- ・ 機器周辺及び設備周辺の整理、清掃

イ 運転操作監視業務

- ・ 対象施設の監視、操作、記録等
- ・ 機器及び設備の操作、制御、設定、調整等
- ・ 管理日報の作成及び計器類の指示値の記録等
- ・ 運転操作等に係る設備周辺の整理、清掃

ウ 水質・汚泥試験業務

- ・ 定期的な水質及び汚泥性状の分析
- ・ 異常時の水質及び汚泥性状の分析
- ・ 各種分析結果の運転操作への反映
- ・ 各種分析に係るサンプリング
- ・ 各種分析に係るデータの整理、解析、報告
- ・ 各種分析に係る計測機器の校正、調整
- ・ 各種分析に係る薬品及び器具類の保管、管理
- ・ 各種分析に係る廃液の保管、管理、処分
- ・ 本市の指導に基づく水質分析等の実施

エ 事務業務

- ・ 本市との業務打合せ、報告
- ・ 提出書類の作成
- ・ 日誌、日報、月報及び年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成及び整理
- ・ 完成図書及び設備台帳等の保管、整理

オ その他業務

- ・ 建物（事務室、廊下等）の清掃
- ・ 土木建築付帯設備の異常報告
- ・ 場内整備に係る備品及び材料等の整理、整頓
- ・ 場内の軽易な除雪作業
- ・ 消耗品及び備品等の保管、管理
- ・ 各種協議、会議及び工事等への出席、立会い
- ・ 産業廃棄物の場外搬出に係る補助
- ・ 施設見学及び施設説明等への対応

(2) 修繕業務

- ・ 修繕計画の検討
- ・ 修繕の設計積算、発注、実施、現場監理
- ・ 修繕記録の整理、報告

(3) 緊急対応業務

- ・ 緊急時における対応体制の確保
- ・ 緊急時における臨時的点検、修繕、運転操作等
- ・ 緊急対応に係る結果の記録、整理、報告
- ・ 緊急対応に係る訓練の実施、記録、報告

(4) 災害対応業務

- ・ 災害時における対応体制の確保
- ・ 災害時における臨時の点検、修繕、運転操作等
- ・ 災害対応に係る結果の記録、整理、報告
- ・ 災害対応に係る訓練の実施、記録、報告

(5) スtockマネジメント計画策定業務

- ・ 現行Stockマネジメント計画の見直し
- ・ 現行Stockマネジメント計画に位置付けられた調査計画に基づく調査の実施
- ・ Stockマネジメント計画の申請補助
- ・ Stockマネジメントに関わる維持管理情報の蓄積及び管理

(6) セルフモニタリング業務

- ・ セルフモニタリングの実施
- ・ セルフモニタリング結果の記録、整理及び報告
- ・ モニタリングに関する会議への出席

(7) 消耗品等調達業務

- ・ 消耗品調達業務
- ・ 薬品調達業務
- ・ 上水道調達業務
- ・ 通信回線調達業務
- ・ 都市ガス調達業務

(8) 廃棄物管理業務

- ・ 沈砂ピット等清掃運搬業務
- ・ し渣清掃運搬処分業務
- ・ 濃縮汚泥運搬業務
- ・ 脱水汚泥運搬業務
- ・ 廃棄物運搬処分管理業務

(9) 施設管理業務

- ・ 消化ガス成分分析業務
- ・ 地下タンク清掃及び気密漏えい試験業務
- ・ 市水受水槽・高架水槽点検清掃業務
- ・ 電動ホイスト定格荷重試験業務
- ・ 脱硫塔整備業務
- ・ ガスヒートポンプエアコン整備業務
- ・ 計器試験用測定器校正業務
- ・ 自家用電気工作物保安管理業務
- ・ 引込柱上機器清掃・点検業務
- ・ 吐口管理業務
- ・ 消防設備保守点検業務
- ・ 施設警備業務
- ・ 作業環境測定業務

(10) 環境整備業務

- ・ ワックス掛け等清掃業務
- ・ 飛砂処理業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ 鑑賞池管理業務
- ・ 花壇管理業務
- ・ 雪囲い設置・撤去業務

(11) 汚泥資源化施設維持管理業務

別紙2 再委託を認めない業務

- (1) 施設運転維持管理業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 運転操作監視業務
- (2) 緊急対応業務
 - ・ 初期対応に係る業務
- (3) 災害対応業務
 - ・ 広域災害及び大規模災害を除く初期対応に係る業務
- (4) スtockマネジメント計画策定業務
 - ・ 現行Stockマネジメント計画の見直し
 - ・ Stockマネジメント計画の申請補助
 - ・ Stockマネジメントに関する維持管理方法の蓄積及び管理
- (5) セルフモニタリング業務
- (6) 消耗品等調達業務
- (7) 廃棄物管理業務

別紙3 有資格者等に関する要件

1 施設運転維持管理業務に係る要件

施設運転維持管理業務を担う構成員は、以下の要件を全て満たすこと。なお、本要件における業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- (1) 国土交通省における下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている企業であること。
- (2) 処理場又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく生活排水処理施設の維持管理業務に関する業務実績を有する企業であること。
- (3) 山形県の産業廃棄物収集運搬許可を有する企業であること。
- (4) 鶴岡市の一般廃棄物収集運搬許可を有する企業であること。
- (5) 下記有資格者を配置できる企業であること。
 - ・ 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定（処理施設）合格者で
実務経験2年以上の者 10名以上
うち、実務経験10年以上の者 2名以上
 - ・ 甲種又は乙種第4類危険物取扱者 2名以上
 - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 3名以上
 - ・ 電気工事士（第1種）又は認定電気工事従事者 3名以上
 - ・ クレーン運転業務特別教育修了者 2名以上
 - ・ 玉掛け技能講習修了者 2名以上
 - ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 2名以上
 - ・ アーク溶接等業務特別教育修了者 1名以上
 - ・ 環境計量士（濃度） 1名以上
 - ・ フォークリフト運転技能講習修了者 1名以上

2 スtockマネジメント計画策定業務に係る要件

Stockマネジメント計画策定業務を担う構成員は、以下の要件を全て満たすこと。なお、本要件における業務実績は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- (1) 処理場及びポンプ場におけるStockマネジメント計画策定業務に関する業務実績を有する企業であること。
- (2) 下記有資格者を配置できる企業であること。
 - ・ 管理技術者：
技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する管理技術者を務めた業務実績を有する者 1名以上
 - ・ 担当技術者（建築）：
一級建築士の資格を有する者 1名以上
 - ・ 担当技術者（機械）：
技術士（機械部門）又は技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有する者 1名以上
 - ・ 担当技術者（電気）：
技術士（電気電子部門）の資格を有する者 1名以上
 - ・ 照査技術者：
技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する照査技術者を務めた業務実績を有する者 1名以上